

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第2回有識者会議

日時：令和6年5月29日（水）

14：00～16：00

場所：クロスタワーア・ベイ

5階 ブリリアンテラス

（司会）

それでは、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第2回有識者会議」を開催いたします。

本日の会議は、参加委員の皆様が出席していることを御報告します。

また、本日は、景観分野の専門家として、青森県景観形成審議会委員であります、東京藝術大学の尾登名誉教授を参考人としてお呼びしております。

尾登名誉教授は、オンラインでの参加となり、御意見をいただいた後、途中退室されますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

はじめに、宮下知事から、会議開催にあたりまして御挨拶申し上げます。

（宮下知事）

皆様、本日も各地からお越しいたいただき、誠にありがとうございます。

少しお話をさせていただくと、青森県内にある5つの美術館で5館連携プロジェクトという、全国あるいは世界の現代アートの展示を実施しています。

市内では青森県立美術館と青森公立大学にあるアートセンターの2箇所で実施しており、私自身も視察していますが、非常に素晴らしい展示になっておりますので、お時間の許す方、是非、足をお運びいただければと思います。

本会ですが、2回目ということで、前回いただいた論点整理、制度化に向けて我々も整理して参りました。

しかし、整理する中で非常に難しい部分は何点かございますので、是非、そうしたところについて、本日も忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。私自身は事務局代表として、本日も積極的に会議に参加させていただきたいと考えております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、本田議長にお願いいたします。

よろしくお願いします。

(本田議長)

よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

はじめに、再生可能エネルギー施設の立地に関して、トラブルの原因となることが比較的多いのが景観です。この景観の御専門であられます尾登先生に、まずは御講演いただきたいと思っております。

尾登先生、よろしくお願いいたします。

(尾登名誉教授)

よろしくお願いします。尾登です。

私の専門は、基本的に機能造形といいまして、世の中でいうプロダクトデザインのことです。大学にいる時の公共デザインを手がけた経験から、資料にある、コミュニティと共生のデザインという視点でお話したいと思っております。

キーワードは景観やコミュニティで、いかに色々な方々の参加を得てデザインを展開していくかというお話になります。

まず、1ページ目の右の下にある連携のコミュニティ概念図は、コミュニティとは何なのか、を示した図です。一口にパブリックデザインや公共性と言っても、そこにはプライベートである私とパブリックである公があります。コミュニティである共でこれらの連携を図るということです。

図のように、私と公的共同体の間にあるコミュニティという中間媒体を想定して、今日のお話を展開したいと思います。

まず、今回のテーマですが、おそらく共通意識やそれから共有感覚と共感性に配慮するパブリックデザインの領域に深く関わると考えています。

人間相互は何らかの形で連携を持ち、集団あるいは社会を構成するということを考えれば、私と公は隔絶されるべきではなく、より円滑な生活機能を実現させるために、これらを相互に繋ぐ媒体、中間領域が必要になります。コロナのパンデミックにおいても、中間領域の重要性を非常に痛感しました。中間領域であるコミュニティがどういうものかということをもまず確認したいと思っております。

内側・プライベートの部分はこだわりがある一方で、外側や公の部分に関しては、あまり意識を持たないというのが社会の通性ではないかと考えます。内側から窓を介して見る外

は、全て公です。窓がない建築はあり得ません。要するに窓そのものが一番身近にあるコミュニティだと言えます。

その外部・内部を含めた私的生活（プライベート）と、自然や都市、環境性、社会性である公的共同体（パブリック）の中間に、地域、地区、風土性、参加性を含めた生活共同体、コミュニティを位置付けました。今回の共生制度の構築に向けた参加型のコミュニティがすごく重要であると解釈しています。

景観は色々な解釈ができます。景観デザインの観点からコミュニティを考えると、環境を背景として対象物である風車を見る時、対象（主対象）である風車だけでなく、周辺の環境（対象場）を含めて景観と言います。総合概念としての環境の視覚的側面が景観です。景観は、景を観るという概念です。これによって人が心理的に描く感情、情緒も含めて景観として捉えます。

様々な学者が景観とは何だということをいろいろ研究しているのですが、心理学者コフカは、環境を地理的（物理的）環境と行動的（心理的）環境に分類していますが、景観にしても物理的景観要素と心理的景観要素として解釈が可能となります。

前者は、自然や都市等の背景にある土地の状況や視点場特性です。後者は、景観が人間にとってどのような意味を持ち、行動を規制するかに関わる特性といえます。

コミュニティとは地域社会そのものであり、また、地域性とこれに根ざす共同意識とによって成立する社会であります。ここで問題になるのが、多様な個の集団が何を介して共同意識を成立させるかということであり、環境の視覚的側面としてとらえる景観形成の要素は、コミュニティ・デザインに深く関わると言えます。先ほども言いましたようにコミュニティは公もプライベートも含む概念ですから、いかに重要であるかを御理解いただければと思います。

次に特に景観としての景観とは何なのかということですが、建設省が示した景観形成の6要因があります。地域性、生活性、公共性、多様性、全体性、参加性、この6つを以って景観が形成されることを示しています。

まず1点目の地域性とは、地域の風土、歴史、個性を活かす視点であり、それぞれの地域の態様によって求められる具体の美しさを指します。

私自身、秋田の大学に5年間赴任しておりましたので、秋田独自のデザインの特徴、地域性を考えたことがあります。これを一口に言って訛りのデザインと表現しています。訛りのデザインは、基本的には標準に対する地域独特の個性です。青森もそうだと思いますが、地域性に根ざした美しさは違ってくるということです。

2点目の生活性は、美術品のように静的に鑑賞されるものではなくて、日常生活に息づく景観であるということです。

3点目の公共性は、景観が共有の財産であるという視点です。公共空間のみならず、私的空間の集合も景観を形成する。だから実は公・公共の中に私が含まれてしまいます。ただ、含まれているのですが、そこにパブリックとプライベートを繋ぐ弁がないと公共性は非常

に難しいです。だからこそ、様々な苦情が出たりするわけです。

4点目の多様性は、美しさに対する評価は人間の価値観によって分かれるものであって、一義的に定めがたいものです。Aさんはいいと言うけど、Bさんはよくないと言う。これは、感性に基づくもので、多様性や心の拠り所など、非常に難しい点です。

私は、藝大に所属していますので、基本的には感性勝負でして、多様性をいかにつくるか、個々の多様性をどのように育てるかということで教育してきました。多様性ということ、非常に重要です。

5点目の全体性は、対象群を全体として捉える視点であり、各施設の集合体としての総合的調和及び施設群と周辺環境との調和への着目です。風力発電の場合でも、風力発電施設単体を評価するのではなく、対象像、立地環境全体を含めて景観として捉えるということです。

6番目の参加性は、各主体にとって、景観形成に参加し、成果を分かち共同作品であるという実感が得られることが重要です。行政も主体となるし、計画者にもなります。

生活主体となる住民の参加性をどのように考えるか。おそらく今回の場合も、景観形成に向けてどのような参加を構築するかが、非常に鍵になると思います。

これら6つの要因を更に関連づけて示したものが図2です。

景観は景を観るものですので、景の要素として地域性・場所性、公共性・公、全体性・秩序、そういうものを1つのクラスターとしています。観の方は、生活性・習慣、多様性・感性、参加性・共同です。

これらの縦の関係として、型（地域性）と習慣（生活性）、これは特性とこだわりとの関係で風土的条件です。契（公共性）と感性（多様性）は、客観性と主観性との関係で社会的条件です。体系（全体性）と関係（参加性）は、調和と意識の関係で時間的 condition です。調和を組み立てていくためには時間軸を入れた考え方をすべきで、今現在、問題になっていることを解決すればいいだろうということではないです。時間的 condition の中で将来、何を作っていくかが非常に重要になってきます。

今言いました3つの条件、風土的 condition、社会的 condition、時間的 condition を解説したものが3-1から3-3までになります。

風土的 condition とコミュニティ、これは先ほど言いました地域性と生活性に関わります。

地域性は基本的に視点の土地固有の「らしさ」であり、背景としての原型、型を持ちます。地域性は、場とも解釈されますが、景観的な場とは立地条件を意味し、その土地固有の気候、風土、歴史、文化等の特性をもち、これらを総称して地域性といいます。

一方、生活性は、眺望主体であるヒトの日常性、習慣を意味し、普遍的に通じる慣という概念で括れます。

景観的視点で考える地域性と生活性の関係は、場固有の型の中で営まれる生活者の習慣性である慣から観る視点の介入によってはじめて成立します。視点の介入があるから問題になるわけです。視点場の介入のない景観として、山の中にある物はあまり問題にならないのですが、そういう視点介入が非常に重要になってきます。

以前、豪雪地帯にある製菓会社の研究所のカラープランニングをしたことがありました。色々なコンセプトをたてて展開していくわけです。研究所だから、できるだけインテリジェンスのある色がいいのではないかと、ブルーグレーを提案したことがありました。

それをプロジェクションしたところ、同意が得られませんでした。何故かというと、立地する環境は豪雪地帯で、ブルーグレーは鉛色です。その鉛色というのは、その地域にとっては非常に憂鬱な色なわけです。我々計画者がイメージで作ったものは、そこに住んでいる生活者の視点が欠落していた結果だというふうに私は理解しています。

いわゆる視点場だとかではなく、生活者の視点がいかに重要か。地域性及び生活性は、コミュニティの必要条件、基本的条件と解釈するわけです。

2つ目が、社会的条件とコミュニティ。社会的条件は図でいうと、公共性と多様性です。これらをいかに関連づけるか。

特定の個に関するのではなく、群として偏りのない集団もしくは社会一般に通じる性質を公共性といいます。もしくは社会一般に通じる性質を公共性というのであれば、公共性は共通認識や公益性に根ざすものであり、社会公約数的作法や通念としての契という約束の概念をもつと考えられます。

これに対して多様性とは、種々諸々な人間の価値観や自由な感受性そのものであり、物事に接するごとに変化するその時々々の気持ちを示します。感という概念で括ることができますが、美観という、対象を見聞き美しいと感じるその感覚は、ヒトの属性である年齢や性差、職業、地域性あるいは民族性によって異なります。

多様性とは、色々な立場の人間が個人の視点や観点で対象と接し、これら状況に応じて受ける快・不快や安心・不安等、様々雑多なイメージともいえます。

公共性と多様性の関係は、これらの関係の中で成立するコミュニティは、パブリックな群の契の概念とプライベートとしてある自由な個性と解釈できる感が流動的に融合して、不定形であります。

個別性と集団性という括りは、社会的条件としての様相として位置付けられます。

また景観の場合、眺望主体は個人ではなく不特定多数であることから、受け止められ方の多様性は、極端に言えば主体数の乗ずる形で増幅されます。

ここで公共性を有する対象の在り方を再確認してみます。人それぞれがもつ自由で豊かな感性を重要視しつつ、さらに感性を育む景観を目指そうとするなら、対象そのものの質を高めるしかないのです。

風車だけを観て美しいというのは、そこに住んでいる人の美意識次第です。その時にこのような価値観が非常に重要です。だから、景観も含む環境が人を育てることがありますし、人の心に響いた窓辺の花は、住人の質の高い生活美や近隣の美へのこだわりといえます。

感動は共有できるものであり、対象に快さや美しさや安心感等の共感作用を盛り込むことによって、公共性は社会に定位できると考えています。

すなわち、個という多様性と群という公共性を繋ぐコミュニティの概念は、景観を語る場

合、必要不可欠な社会的条件といえます。

個の集合が群であり、群は公という概念を生む。色彩心理の実験で、色彩とイメージ言語との関係性を科学的に分析しますと、色彩は十人十色で、十人いれば十人の色彩感覚があるということです。多様性のみならず客観的な共通言語として十人一色的な説得性をもちます。暖かさというと、赤とか黄色などの暖色系をイメージするわけです。逆に青色などは冷たいイメージです。十人一色的な1つのイメージが客観性を持つわけです。

だから、芸術家がいう色彩感覚とパブリックデザインがいう色彩は、客観性を持たせながら、いかにして科学的な色彩を盛り込んでいくかが重要になってきます。客観性は公共性に欠かせぬ概念であり、景観デザインは誰でも理解できる枠組み、約束、作法としてのメッセージが対象に込められなければなりません。

枠組み、作法や契約が明確なほど、個の多様性、自由な感性は活かされる。景観デザインの社会的条件とは、客観性のみならず共感性に根ざすものでなければならぬと考えます。

最後に3つ目の時間的条件とコミュニティです。これは、総合性と参加性という相関関係の中で条件化されるものですが、全体性とは、組織及び統一体の全ての部分をさし、これに近い概念に総合性があります。全体と総合というのは、基本的には同じじゃないかと思われるかもしれませんが、全体整理の総合性の方が適確ではないかと思えます。

総合性とは、一定の理念で組織化された体系的な全体であり、システムチックな系の概念でもあります。

また、参加性とは、目的を持つ集団に加わり、行動を共にするという意味があり、関係性を示す関という言葉で概念化することができます。

景観の裏に潜む総合的な環境条件の把握は、系の概念と連動します。ここであえて全体性ではなく総合性としたのは、総合性が系のある全体を示すという考え方です。系は秩序、統一感、系統だった分類、組織的な体系を表します。

景観は、時間的な経過によって醸成されます。我々がよく伝統的な建物を観ていいと思うのは、時間経過によって美化された古色が、趣があっていいということです。そのように、景観はある一定の瞬間の美ではなく、時間経過を引きずりながら評価するということです。

どちらかといえば全体性が部分との関係で平均的・強要的意味合いが強いのに対して、総合性は、専門性を活かしながら、相乗の効果を生む創造性に繋がるニュアンスをもちます。

様々な機能をもつデザインの対象が集合・融合・複合し、景観を形成することを想像すれば、総合性の概念は対象が時間経過によって変化する様相に配慮し、さらには俯瞰的なヒトの連続する生活場からの視点をもって観る時、永続性ある景観デザインは可能となると考えます。

総合的な環境条件下で景観を眺望するヒトは、まさに景観の一部として組み込まれ参加していることとなります。景観は対象場とヒトとの関係から生じる概念であり、ヒトの介入しない、つまり視点場のない景観はありえません。

風力発電は、色々なところから視点場を設定して観られるわけでしょう。その視点場とい

うのは、非常に重要です。どういう視点場を想定するかは、景観デザイン等にとって非常に重要になります。道路である場合は道路の交通量、船が通る場合は船からの見え方なども関係するわけですから、景を観るという行為の非常に多様なシーンが想像できるわけです。これが非常に難しいです。

視点場は言い替えれば景観への参加のしかたでもあります。参加性の意味を二つの解釈をもって述べるなら、1つは景観とヒトとの実際的な関わり方です。

デザイナーや行政、企業などの計画主体は、生活者や住民、作業員などの景観の主体である受け手発想によって、様々な要素をコミュニティ・デザインに反映させる方法を常に考える必要があります。よくアンケート調査等をやったりしますが、参加性を盛り込む必要があります。

もう一つは、間接的な参加の仕方ですね。つまり、住民参加という形であり、各主体にとって景観形成に参加し、共同でつくりあげる参加意識の高揚の方法についても配慮しなければなりません。

何故なら、住民参加型の景観ほど細部にわたる計画が可能なのです。計画者だけでやるのではなく、住民参加で色々な意見がある方が、細部へのこだわりを盛り込みやすいのです。

景観形成にかかわるコミュニティ・デザインは、総合的な環境条件下における人々の客観的参加の仕方に深く関わり、さらに永続性ある景観形成に向けた仮想的、変化予測の系と関の時間的条件について、十分にこだわるのが肝要になります。

時間的条件は3つの条件の中でも景観を考える場合、非常に重要になってきます。今現在ではなくて、将来的にどうなのかも考えなければいけない。我々が考える景観は、子どもや孫も景として観るわけですから、そういう視点で考えていかなければならない。

以上が、大体、私の考える今回の自然・地域との再生可能エネルギーの共生制度の構築に向けた1つの意見です。

4番目に示す、コミュニティがつくる共生のデザインは、15年ぐらい前にヨーロッパに住んでいた時に具体的な事例で感じたことを記したものですので参考程度とします。おそらく参加型がなした1つのコミュニティ・デザインだと考えています。その一例として、オランダのアムスフォートのソーラーシステムを具体例として挙げましたので、読んでいただければと思います。

以上が私からの説明です。

ありがとうございました。

(本田議長)

ありがとうございました。

尾登先生が御退席されるということもありますので、まず委員の先生方から尾登先生に御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

錦澤委員、お願いいたします。

(錦澤委員)

東京工業大学の錦澤と申します。

貴重なお話をありがとうございました。

先生にお尋ねしたいのは、時間軸のことも考慮に入れるという点です。時間経過により、色々な評価の仕方が変わるというお話があったと思います。

今現在は、風車が建っている景観というのは、非常にネガティブに景観を悪化させる対象という評価が一般的にされているわけです。ただ、風車がある景色というのが、長い時間軸で見た時に、1つの景観の構成要素として評価の仕方が変わる、受け入れられるというようなことがあるのかどうかについて、先生のお考えをお聞かせ願いたいです。

(尾登名誉教授)

1つは、大きくは、今回の場合は自然対人工ですよ。風車は人工物ですから、自然対人工物の関係をどのように作るか。

一般的に人工物は、逆に時間経過の中で醜くなり、朽ちていくわけです。木材は、エイジングという朽ちていく美しさもあり、時間経過で趣が濃淡になります。鉄材とかプラスチックは、なかなかそれがないから、塗り直すわけですよ。

どのように時間経過の中で耐えられるものを作るかという一例として、ドイツでは風車にアートの要素を入れるという事例があります。景観、建築とか土木の世界にアートを入れて、どういう風車が良いかと住民参加で案を募ったこともありました。アートも万全ではないのですが、そういう視点もあります。

私も東大の流体力学の先生と風車をデザインしたことがあるのですが、風車は大きなパイプが海面や地上から立って、全部一律同じ形になりますが、それでいいのかと考えました。屋久島の杉は別として、自然物の中に真っ直ぐ立つものは、意外と少ないです。植物の生成を観ると、意外と曲がりくねっています。人工物である風車はそれができるのではないかと思います。林イコール木材ではなく、新しい景観を作ることはあり得るかもしれません。

また、既成の風車の形、色彩、大きさを群として捉えた時に、自然景観と匹敵するような新しい人工景観だという視点も時間経過で捉えることの1つかと考えます。

私の専門は基本的にはプロダクトデザインです。プロダクトデザインはころころ変わる新しさなどにデザインの視点を置きがちです。しかし、3・11の時からそれだけではなく、もっと根底にある生命観に根ざすデザインを考えなければいけないと思いました。だから生命観で時間経過も考えていく必要があると思います。

答えになっているか分かりませんが、以上です。

(錦澤委員)

どうもありがとうございます。

(本田議長)

ありがとうございました。
その他、いかがでしょうか。

(宮下知事)

私たちが根本的に考えなければいけない点として、景観と規制との関係を整理する必要があると考えています。

今回いただいたお話の中では、心理的景観要素が非常に大きいというようなことだったと思います。

これを踏まえると、物理的な要素の中で一律に規制するのは、景観との関係では馴染まないというのが先生のお考えでしょうか。

つまり、住民の様々な意見表明のプロセスの中で規制する方が、正しい規制のあり方だとお考えでしょうか。

そこについてお答えいただければと思います。

(尾登名誉教授)

その辺りは難しいです。多様性の点で示しましたが、参加性の中で公の意見と相違する私というのは非常に個人的な意見になってしまいます。公の利益をどう考えるか、ということです。公の利益の中には、私の利益も含まれるという視点が、意外と飛んでしまいます。

今まで育ってきた景観が壊されるのは何となく嫌だということもあると思いますが、時間経過の中で公の利益を考え、孫やその先のことを考えて、エネルギーが無くなった時にどうなのか、ということも発想していかないといけません。

事例に示しましたが、オランダは土地が海面よりも低いので、エネルギーがないと生命に関わります。太陽光発電や風力発電について非常に一生懸命考えます。それは住民に公利の視点として、オランダがそのようにしないと生き残れないという考えがあるからです。

やはり公の利益は個人の利益を害するものではなく、私の利益を全て含んだものが公利であるという視点がないと、なかなか参加型は難しくなります。

(宮下知事)

その点は、委員の皆様とも議論を深めていきたいと考えています。

景観という絶対的な考え方の下に規制ができないとなると、時間軸が非常に問題となり、錦澤先生からおっしゃっていただいたように、今良くて後々ダメになるものと、その逆もあるのだと考えています。例えば、青森県内の風力発電の例で言えば、様々な考えがあるとは思いますが、横浜町は、菜の花と風力発電と陸奥湾が綺麗に見えて、非常に良い景観を形成しているということもあります。

そういうことも含めて、本当に住民プロセスだけで規制できるのかということが、1つの論点だと考えていますので、是非、議論を深めさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

(本田議長)

ありがとうございます。

頂戴しました尾登先生の御意見を参考に議事を進行させていただければと思います。

青森でこのような議論が盛り上がっていますので、時間がありましたら是非お越しただいて、実際の景観を観ていただければと思います。

(尾登名誉教授)

ありがとうございます。

色々な方の参加がコミュニティを作っていくということはあると思います。

私は、東京の自然を考えることを20年、30年近くやってきたのですが、コミュニティ自体を作ることが非常に重要ではないかと考えます。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

(尾登名誉教授)

ありがとうございました。

失礼します。

(本田議長)

続きまして、事務局から、議事の2と3の説明をお願いします。

(事務局)

環境政策課の上村です。

私から資料2と資料3について説明をさせていただきます。

資料2は、第1回会議において皆様からいただいた意見を論点ごとに整理して、論点項目ごとに検討の方向性を示したものです。

そして、その検討の方向性を制度のたたき台としてまとめたものが資料3となりますので、ここからの説明は資料3により進めたいと思います。

資料3の1ページ目を御覧ください。

共生制度構築にあたっては多くの論点について検討が必要ですが、多岐にわたる検討を

効率的に行うため、今回の第2回会議で検討する事項と、第3回以降の会議で検討する事項に整理しています。

左側が今回の検討項目ですが、条例の目的の整理のほか、制度の方向性の1つであるゾーニングについては基本的な区分を中心に検討します。もう1つの方向性である合意形成手続については、地域住民との意見交換のタイミングなど、基本的なプロセスを検討します。そして制度全体の実効性の担保です。これらを中心に御検討いただきたいと思います。

2ページ目を御覧ください。

はじめに条例の体系図を示しています。

第1回の会議において、大久保委員から条例の目的に関して、未来世代に引き継ぐべき価値があるということを条例に位置づけること自体に意味がある。また、環境権というものの環境基本条例の位置づけなど、共生制度と環境基本条例との関係や体系的整理に関して御意見がございましたので、今回、体系図を作成しています。

環境基本条例について、少し御説明いたします。

この体系図の左上に書いてある、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例です。この条例は、環境の保全及び創造を図ることで、県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とした理念条例であり、ここでいう環境とは、自然環境だけではなく、景観、歴史的・文化的遺産を含む包括的な概念としています。

また、この図には記載していませんが、この環境基本条例の基本理念として、環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境について、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行わなければならないとしており、環境権の趣旨とするところは含んでいると考えています。

また、この基本条例に基づく具体的な施策については、環境分野の基本計画である青森県環境総合プランや個別計画である青森県地球温暖化対策推進計画等により推進しているところ です。

そこで、この共生制度については、基本条例に掲げる豊かな環境の将来の継承という理念と整合したものとして、環境影響評価法等の関係法令と合わせた運用、さらには、地球温暖化対策推進計画等の関連計画に基づく具体的な施策を組み合わせることによって、制度の目的を達成していくこととして整理をしたところです。

この環境基本条例の趣旨も踏まえて、制度の目的を改めて記載したのが3ページ目となります。

最初の段落の最後の2行ですが、「この素晴らしい自然環境、景観・文化等を良好な状態で未来に継承していくことは、今を生きる私たちの責務である」としています。

また、最後の段落ですが、「このため、現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する」と目的をまとめています。

次に4ページ目を御覧ください。

共生を図るための具体的な方法として、前回会議でもお示しをした2つの手法について、改めて考え方を整理しています。

1つ目にゾーニングです。

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって見える化し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進めます。

2つ目として、合意形成手続です。

合意形成手続を定めことにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進めます。

下の囲みのとおり、これら2つの手法を組み合わせることで、自然環境をはじめとする定量的な環境要素から、景観・信仰・文化をはじめとする定性的な環境要素まで保全することができるものと考えています。

次に5ページ目を御覧ください。

これが、現時点での具体的な制度の全体イメージをまとめたものです。

ゾーニングと合意形成の詳細については、次のページ以降で改めて説明しますが、最初に制度全体のイメージとしてお示ししています。

まず、ゾーニングにおいては、共生区域、調整区域、保全区域、保護区域の4つに区分します。その上で関係法令等に基づき、地域との合意形成が図られている事業を除いて、合意形成手続を課すものです。

条例に基づく合意形成手続を求めるのは、具体的には水色の調整区域における事業となります。事業者は、住民説明会の実施等を踏まえ、事業計画を調整し、提出された事業計画により、合意形成の有無等について県が確認を行うという流れです。

ここで適当と確認されたものは関係法令の許認可等に進み、不適当と判断されたものは、事業者に対して計画の再構築等を求めることにしております。

次に6ページ目を御覧ください。ゾーニングの考え方について詳しく説明いたします。

ゾーニングの設定にあたっては、広域的な区域設定が可能な要素について行います。

その広域的な区域設定を行うためには、県内を一律の基準で判断する必要があり、科学的な根拠等により客観的に確認できる現行法令の区域に基づき設定していくことを基本としています。

景観、歴史・文化といった地域固有の要素については、先ほど尾登先生のお話にも地域性や多様性という部分のお話がありました。一律の判断基準によるゾーニングが適当でないため、合意形成プロセスにおいて個別事業ごとに地域で評価・検討する仕組みといたします。

(2)が設定案でございます。

前回会議では、委員の皆様から、この区分に関する御意見として、「複数の区分を設定することは合理的」それから、「ゾーニングでは、保全と開発のバランスを確保することが重

要。)、加えて、「仮に保全すべき区域だとしても、地域にとって共存共栄できる場合は事業を認める例外事項的な条項も検討すべき」等の意見をいただきました。

それらを踏まえ、4つの区域のゾーニングを考えました。

共生区域は、地球温暖化対策推進法、いわゆる温対法に基づく促進制度等により、再生可能エネルギー事業に対する地域の合意が得られた区域とします。

従って、この区域については、改めて合意形成手続を課す必要はないものと考えています。次に一番下の赤の保護区域について説明します。

保護区域は、環境等の保護を優先し、原則として事業の実施を認めない地域です。関係法令により、既に特別の規制がされているエリアとなります。

その上の保全区域は、環境等の保全に努める区域です。この保全区域についても、原則として事業の実施を認めない区域と考えていますが、但し書きのとおり、協議会等により地元の合意が得られた場合には共生区域となり、関係法令の許認可等を得れば事業の実施を可能とする区域です。

最後にこれらの以外のエリアを調整区域とするものです。

具体的にどのような地域をどの区分にあてはめていくかということについては、関係法令を再整理した上で、次回、3回目の会議で案を示していきたいと考えています。

次に7ページ目を御覧ください。

ゾーニングの考え方について、今回、改めて委員の皆様にご意見を伺いたいポイントをアからオまでまとめています。

最初はアとして、ゾーニングの区分設定について、この4区分で良いかということです。

次にイとして、景観、歴史・文化など、定性的な要素におけるゾーニングについてです。これらの要素については、例えば世界遺産地域などを除いて、その殆どは基本的に地域固有の価値観に基づく側面が大きいため、一律のゾーニングではなくて、合意形成プロセスにおいて事業者が地域の声を聴きながら、事業計画に反映させていく仕組みを考えています。この考え方で良いかということです。

次にウとして、合意形成の事前調整についてです。

具体的には、保全区域においては、協議会等における合意形成を条件に事業の実施を認めるという設計としていますが、このことが事業者の権利の制限となるのか。また、事業者にとって過度の負担とならないかということです。

次にエとして、現行の法令で実質事業が認められていない保護区域における規制について、現行法令に上乗せして完全禁止する必要性はあるのかということです。

前回の会議における意見として、禁止区域を設けるか否かにこだわるのではなく、どうしたら守りたい環境を守れるかという視点で考えるのがよい、や、現行法でできることを整理し、その上で条例により、更にどういう目的で規制をかけたいのか、その規制が現行法の体系の中で認められるものかどうか検討すべき、という意見をいただきました。

今回、改めて現行法令を超える規制、禁止区域の設定の是非に関して、御意見をいただけ

ればと思います。

最後にオとして、実効性の担保についてです。

以上の5点について、ゾーニングに係る検討のポイントとしています。

次に8ページ目、合意形成に関してです。

考え方として、立案段階のできるだけ早期に地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしなが、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図ります。

この合意形成に関して、前回会議での御意見として、「地域住民が知らないうちに事業が進められていることが一番の問題である」や、「可能な限り早い段階で説明会等を開催すべき」、「自治体に対しても計画段階で説明をしてほしい」との意見をいただきました。

そこで、(2)のプロセスのとおり、案を作成しました。

環境アセス対象事業の場合を想定したフローとしていますが、真ん中、②のアセス手続の前後に住民への説明機会を設けるものです。

まず左側、①のアセス手続前の段階で事業者に対して、住民との意見交換会の開催を義務づけます。

また、県から事業者に対して、事業計画に対する地域の声を踏まえた意見を通知し、事業計画への反映を求めます。

なお、意見交換会の開催について、括弧書きで再エネ特措法と併催可と記載していますが、今年4月施行の改正再エネ特措法により、事業者は新たに環境アセス前後の住民説明会の開催が求められることになったことから、過度な負担とならないよう、これと併せて実施できるということを想定しているものです。

次の②となりますけども、既存制度である環境アセス手続です。

住民説明会や知事意見の提出といった手続がありますので、現行制度の中で地域の意見を事業計画に反映させるよう、国または事業者に意見をしていきます。

そして、③の環境アセス終了後の手続です。新たな共生制度に基づくプロセスとなります。

下の囲みに記載のとおり、現行制度では、県や市町村等がアセスの評価書、最終の事業計画に対する意見を述べる機会がないため、その機会を創設します。その上で地域との合意形成が図られていないと判断された場合には、県から事業者に対して事業の再構築を求めるものです。

以上が合意形成プロセスのたたき台でございます。

最後の9ページ目を御覧ください。

合意形成プロセスに関して、特に意見を伺いたいポイントを3点まとめています。

アとして、意見交換会のタイミングについてです。

イとして、合意形成の判断基準についてです。

これについては、地域における合意形成の手法、それから合意形成の有無の判断基準をどのようにすべきか、御意見をいただきたいと思ひます。

手法例として、「市町村が設置する協議会での事業者に対する地域住民の同意の取り付けの義務化」と記載していますが、前回会議で錦澤委員から、この同意取り付け義務化については、事業者に過度な負担を強いることになり、過剰規制にならないよう留意すべきとの意見をいただいています。事務局としても、同様に考えております。同意取り付けを想定しているということではなく、あくまで手法の一例として挙げたものです。

最後にウとして、実効性の担保です。

県が事業者に通知する際、どのような行政手続にすべきか。許認可等とする場合、その基準をどのようにすべきか、などです。

なお、合意形成が必要な地域の範囲や具体的な手法、合意形成の確認方法等、プロセスの詳細については、本日の議論も踏まえ、次回の第3回会議においてお示しする予定です。

ただき台の説明は以上です。

この他、前回会議で様々な御意見をいただいております。それぞれについては、資料2の方で意見の種類ごとに整理し、その検討の方向性を記載しております。

今回は時間の都合上、資料2の説明は省略させていただきますが、この部分も確認をしていただき、是非、たたき台に対する御意見をいただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

(本田議長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に対して、委員の方々の御意見を頂戴したいと思います。

かなり多岐にわたりますので、最初にゾーニングについて御意見をお願いします。

各委員に考えていただく間に私の方から1つ確認があります。

ゾーニングにもスタートポイントがあると思いますが、事業者から、ここで事業を行いたいという相談が市町村にあがった時点がスタートポイントになるのでしょうか。ヨーロッパであれば、自治体の方が先にやると思います。今、私が申し上げたように事業者側の提案がスタートポイントという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

ゾーニングについては、まず今回の条例の中で4つの区分にゾーニングを設定します。

(本田議長)

自治体が先に決めるということですね。

(宮下知事)

県が条例で定めるということですね。

(本田議長)

分かりました。

ゾーニングに関して、基本的に4種類のエリア設定を考えているということですが、委員の方々の御意見はいかがでしょうか。

山岸委員、お願いいたします。

(山岸委員)

ゾーニングを幾つに分けるかという考えもあるかと思います。今提案されたものが、考える上で基準になると思います。

前回もお話したのですが、法令等で特別の規制がある保護区域に関しては、それほど議論の余地がないと思います。誰しものが負荷はかけられないというのは納得できるし、科学的な根拠が非常に大きい部分かと思います。

そうではない共生区域や調整区域も考え方としてはいいと思います。個別の地域を具体的にどの区分にあてはめるかとなると、おそらく、様々な法律や規制区域など、レイヤーがどんどん重なっていくと思います。

その時に住民の意見をどのようにレイヤーに反映させていくのかという点と、今、自然環境の情報が少ない中で保全をどう考えたらいいか判断しづらい部分(レイヤー)があると思います。そのようなレイヤーをどこにかけるのかという議論が必要になってくるのではないかと考えます。それについて、どのようにお考えでしょうか。

(宮下知事)

現状の自然に対する法規制は様々あります。自然公園法や森林法などもあります。私たちの条例の目的に合った部分で、それらの法律の最も強い規制を基本目的に照らしてピックアップしていき、そこがまず保護区域になるという整理です。

各法律には、おそらくそれぞれのレイヤーがあるはずです。許可制度や届出制度など、規制の厳しいところとそうでないところがあるので、それらの厳しいところを保護区域にして、少し緩めの届出などは調整区域にするような整理をしていきたいというのが、今回の案です。それぞれの法律の規制を横一列に並べて、どの区域とするかを整理しなければいけないと考えています。

(事務局)

本日お配りしている資料の中で参考資料4というものがございます。再エネ発電施設の立地に係る関係法令の区域、関係法令が知事のお話にあったように様々あります。

それぞれの規制の程度をこれから整理し、保護区域、保全区域あるいは調整区域のどの区域が適当かを考えていきたいと思っています。

(山岸委員)

分かりました。ありがとうございます。

法令等では縛りきれないところがあるかと思うので、例えば、前回の会議で話したような二次的な自然などは規制に関してはザルになってしまうような気がします。そこを議論していくべきかと思います。そのような議論をする余地を考えていただきたいと思います。

(宮下知事)

まず、法的にカチッとしたエリアを決めるというのが、ゾーニングの一番の良計だと考えています。その上で、現在の法律においては規制していないものの本来規制すべきところは、合意形成プロセスの中で拾える部分があると考えていますので、そのような規制のあり様になっていくと考えています。

山岸委員がおっしゃっている意味は、前回の会議と同様、生物多様性を核心的に守らなければいけないということかと考えています。中間的なエリアは法律の規制が出てこないものの、それを守るために合意形成のプロセスの中で様々な意見を聴いて決めていきたいと思いますという制度を考えています。

(本田議長)

その他いかがでしょうか。

錦澤先生、お願いします。

(錦澤委員)

前回に比べて具体的な内容が出てきましたので、イメージしやすくなったと思います。

意見としては大きく2点あります。

1点目は、5ページの図についてです。共生区域、調整区域、保全区域、保護区域とあって、共生区域というネーミングは非常に良いと思いました。促進とすると、直ちに事業化されるイメージなので、非常に良いと思います。

問題は保全区域あるいは調整区域です。特に保全区域ですが、協議会での地域合意が得られるかどうかで、その後、事業化できるかどうかが決まる。

合意が得られないと、事業不可になると読めるのですが、ここでいう「合意」が、何を対象に合意することを指しているのでしょうか。事業に対する合意と読めるのですが、そのような意図なのでしょうか。

(事務局)

想定しているのは事業に対する合意です。

具体的にいうと、温対法に基づく促進事業制度があります。それは事業者の具体的な事業計画について、最終的に市町村が認定をして事業が進むという仕組みがございます。

そういった場合は、保全区域であっても事業を認めるということを想定していますが、この部分は是非御意見をいただいて、どういう場合であれば良い、あるいは合意とみなすか。その辺りは事務局で悩んでいる部分もございますので、御意見をいただければと思います。

(錦澤委員)

その点なのですが、いわゆる協議会が個別の事業に対して許可権限を持つような制度だと解釈できると思います。

そうすると、事実上、協議会にかなり強い権限を持たせる形になり、事業化が相当難しくなることを懸念します。

事業に対する合意というよりも、むしろ共生区域にするかどうかの合意について判断するという方がよいのではないかと考えます。

(本田議長)

私もそう思います。

(錦澤委員)

課税に関しては次回以降の会議で議論予定ですが、協議会で合意できない場合は事業不可となってしまうと、例えば課税の対象になってでもその地域で事業をやりたいという事業があった場合、それすらも実施不可となりかねません。何に対する合意を想定しているのかについては、慎重に検討された方がいいと思います。それがまず1点です。

もう1点は、資料の8ページの合意形成プロセスに関するものです。印象から言うと、環境アセスの前後での意見交換会がこういった会議体をイメージしているのか、説明会や協議会との関係がよく分かりませんでした。意見交換会というと、説明会のようなものがイメージされて、合意形成とはかなりギャップがあると思います。意見交換会も協議会に近いような形で何回も回数を重ねるイメージであれば別です。

環境アセスメントを前提にして図が作られているため、規模がかなり大きいものを対象として想定していると理解できます。対象となる規模や、意見交換会ではなく双方向に議論できる個別協議も合意形成として認めるのかがすごく大事になると思います。そういった観点が必要かと思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

最初に私が事業者スタートかと聞いたのは、まさにそのところです。ゾーニングは県でやる。合意形成の最初は事業者であっても仕方がない。その棲み分けです。ゾーニングをオーソライズするためには事業者があまり関与しない方がいいと思います。

(宮下知事)

先ほど、協議会の同意は事業に対する同意だと説明させていただきました。事業に対する同意ではあるものの、法的には県によるゾーニングであるため、最終的に事業を認める・認めないという判断に関しては、知事や県になるだろうと考えます。協議会そのものが権限を持つ制度にすることは私たちも考えていません。

2点目でいただいた意見交換会の形式について、どのような構成になるかは、また議論を重ねていきたいと考えています。

(錦澤委員)

ゾーニングは勿論、公共体で作るものなのではっきりします。しかし、議長が言われたとおり、協議会も含めて特にこの意見交換会などの会議体を誰が責任を持って立ち上げて運営していくのかという点は、県や市町村、事業者というケースがあり得ます。誰が主体になるのかということについては、整理が必要だと思います。

(宮下知事)

ベストウェイ、ベターウェイというのは、錦澤先生はどのようにお考えですか。

(錦澤委員)

ケースバイケースなので、必ずどれが良いということは、なかなか言いにくいと思います。一般論・基礎的なことを言うと、やはり協議会で合意形成することは、地域や地域のステークホルダーがすごく重要になりますので、非常に近いところにある基礎自治体が設置して運営していくことが理想かと思います。ただ、現実的になかなか運営できないという自治体もあると思います。

一律には言えない部分があるので、ケースバイケースで選択できるような仕組みがいいかと考えます。

(宮下知事)

ありがとうございます。

(事務局)

事務局からよろしいでしょうか。

参考資料2を御覧いただきたいと思います。温対法における協議会・促進制度の概要になります。

最初に市町村が住民や事業者等が参加する協議会を活用して、促進区域や再生可能エネルギー事業に求める取組を自らの計画に位置づけるという形になっています。

市町村がまずこういう計画を作って、事業者がそれに基づいた事業計画を策定し、市町村

は事業者が作成する事業計画を認定する、という仕組みがございますので、これに則った取組であれば、保全区域から共生区域になるというイメージになります。

ですから、説明した協議会はこういったものをイメージしているものです。
以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

一番このパターンに近いのは、太田委員でしょうね。御意見いただけますか。

(太田委員)

自治体が自分たちだけで判断することはなかなか難しいところがあると思います。確かにケースバイケースではあるのですが、県が自治体に対して指導やアドバイスしていただける仕組みが現実的ではないかと思います。

(本田議長)

坂本部長、いかがでしょうか。

(事務局)

坂本でございます。

仕組み上、市町村が協議会を設置するとなっておりますが、実態上、おそらく事業者からの働きかけがあって事業が動き出すというケースがあるので、事業者からのキックオフがあって初めて合意形成プロセスが始まるかと思います。

(本田議長)

それは協議会の話ですね。

(坂本部長)

そうです。

(本田議長)

ありがとうございます。

(宮下知事)

私もつい最近まで市長でしたが、特に風力発電は一自治体の区域内に留まらないことが多いです。広域で何市町村かに跨る計画が出ることもあるので、太田委員がおっしゃるように、立地市町村だけでというのは難しいかもしれません。

あくまでも温対法の協議会は一例であって、私たちが制度構築するにあたっての参考です。これだったら良いというわけでもなく、私たちの制度にふさわしい協議会や意見交換会のあり方を考えていくべきだと考えています。

そのあたりは御意見をお伺いして進めていきたいと思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

県には負担をかけると思いますが、よろしく願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

(大久保委員)

いくつか申し上げたいと思います。

まずは、ゾーニングに入る前の2ページ目の体系図です。自然・地域と再エネとの共生条例の下の横断軸です。アセス法以外は、カーボンニュートラルに関係したものだけ並んでいます。統合的な政策が求められるところですので、おそらくここに生物多様性や景観に関するものも入ってくると考えた方がいいだろうと思います。それが第1点です。

次の3ページ目は、やはり何を大事と思っているのかをきちんと条例に位置づけるということです。まさに地域特性が入ってくるころだと思います。また、先ほど環境基本条例の中に環境権の考え方が入っているというお話でした。今回、特に問題になるのは、やはり自然環境や歴史・文化の部分などの要素です。環境基本条例で抽象的になっているものを今回の条例の中で一部具体化していくという意味で、そこに焦点をあてた文言を入れ込み、住民参加の文言も、目的や規定の中にきちんと入れ込むことが望ましいと思います。こちらが2点目です。

次の4ページ目です。ゾーニングと合意形成は、次第に成長していく・育てる条例と考えた方がいいのではないかと思います。先ほどのように時間軸も入ってくるものですし、また、何が地域にとって重要なのかを考えていくことはまさに地域づくりですので、一朝一夕でできるものではない。他方、早く事業者に青森県としての考え方を示すことにより、予測可能性が生まれる。その両方の観点からいうと、例えば、ゾーニングについては、基本方針の規定をおく。その中で考え方をきちんと示して、今後どういうものがどういうゾーニングに分類されていくのかということ、基本方針とそのもとに来るガイドラインで、次第次第に分かるように示していくことが重要かと思います。

6ページ目の、ゾーニングをどう考えるかです。基本的に客観的な要素によって決まってくるものにプラスして、定性部分をゾーニングできないかということそうではないと思います。もし、定性でゾーニングができないとすると、景観法のゾーニングができなくなってしまう。定性でもゾーニングはできるのですが、その場合には専門的な知見と、最初の講演にありましたような主観的要素が両方絡まってくる。それは地域の中でこの文化は何

が特徴なのかをちゃんとピックアップして、その特徴をきちんと書き込んでいくプロセスによりゾーニングができてくる部分だと思います。

ですので、客観的にゾーニングできるところもあるかもしれませんが、そうではない部分もあるということは踏まえられた方が良いでしょうと思います。

先ほどの議論を聞いていますと、協議会が、ゾーニングをする時の協議会なのか、それとも個別事業を判断する場合の協議会なのかという点が、どうもはっきりしなかったので、錦澤委員のような御質問もあったと思います。ゾーニングの場合のプロセスと個別事業の場合のプロセスを分けた方がいいと、先ほどから議長も御指摘しているのは、そういう部分かだと思います。そこを分けて考えられたらどうかと思います。

私は関西から来ていますので、卑近な例で申し上げますと、大阪市には、中之島公会堂というものがあります。昔、これを取り潰してしまおうという計画がありまして、専門家からしますと、近代建築物としてもっと良いものが大阪市内にあり、中之島公会堂はそうではないのではないかという判断だったわけです。

しかしながら、地元の市民からいうと、中之島公会堂は、株屋さんが株で儲けたお金を寄附して作られたものであり、私益を通じて公益を実現するという、大阪人の考え方のシンボルだということで、これを守ろうということになりました。

地域において白神や八甲田を守ってきたプロセス、そして何を大事とやってきたかというプロセスがあるはずですので、やはりプロセスベースで考えていくことはすごく重要かだと思います。

合意形成のところは、また後で申し上げます。ゾーニングの区分を4つにするのか3つにするのか、なかなか難しいところかと思いますが、まずはそこまでとさせていただきます。

(本田議長)

ありがとうございます。

私も4つか3つかで悩んでいます。

佐々木先生、お願いします。

(佐々木委員)

幾つか質問があります。

5ページの図を見ますと、調整区域は共生区域としての事業実施を努力義務とするということですが、一方で保全区域は共生区域としての事業実施を義務づけるとなっています。これはどのような考え方によるのかを教えてくださいたいです。

(本田議長)

事務局の方から御説明いただけますか。

(事務局 (上村課長))

調整区域の説明に書いてある「共生区域としての実施を努力義務とする」というのは、ここまで言う必要があるかというところもありますが、一番望ましい形は、共生区域での事業だという考え方を示したものです。

先ほど言ったとおり、市町村が一緒になって進める事業計画、地元合意で進められる事業が理想的であるため、できるだけそのような形の事業を求める趣旨です。

保全区域は、より保全すべき区域ですので、それを義務づけることで、共生が図られている事業に限って認めるという違いでございます。

(事務局 (坂本部長))

調整区域は、制限がかかっていないエリアとお考えいただければと思います。様々な支障がないエリアが調整区域です。事業者が事業をやろうとしても、手続きが要らないのですが、できれば市町村もオッケーだというものであればより望ましいということです。

(佐々木委員)

調整区域の場合は、住民説明会の実施を義務づけるんですか。

(事務局)

そうなります。

(佐々木委員)

もう1点、別な点で質問です。

客観的な要素はゾーニングができるけれども、景観、歴史・文化などの定性的な要素に関しては、合意形成手続きで地元の意見を聴く中で取り入れていくということですね。だけど、景観、歴史・文化というのは、小さな地域でしかここはそうだと定まっているわけではないと思います。もっと広域的な青森県だとか、そこまでいかなくてもある程度分かっているものがあれば、初めからゾーニングに織り込むことができるのではないかと思います。先ほど大久保委員の御意見とも重なるのですが、定性的なところでもゾーニングは可能なのではないかと私も思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

ゾーニングで多いのは3つのパターンです。ここでいう保護区域と共生区域、いずれにも属さない区域という3つが多いと思います。

あえてここで4つに定める意義が、少しボヤッとしているかと思います。

先ほど義務を課すとありましたが、事業が見えてこないとなかなか協議会の設置に着手

できないのではないかという気がします。浜部委員がおっしゃっていたとおり、早い段階で住民の人たちが計画を知りたいというところに適うためには、4つに分けるのが正解なのかというのは、少し疑問です。

(宮下知事)

例えば、現状で県が県内をゾーニングすると、調整区域、保全区域及び保護区域の3区分しか出てきません。その意味では、本田議長がおっしゃるように3区分になっています。

共生区域は、ある意味促進する区域ですので、調整区域内の事業は可能な限り共生区域とする手続きにより実施してくださいという仕組みです。保全区域では、必ず共生区域とする手続きにより実施してくださいというようなゾーニングと考えています。

色分け上は4色なのですが、実態は青色、オレンジ色、赤色の3色です。緑色は、青色とオレンジ色の中から出てくるものになっている、と理解していただければと思います。

(本田議長)

結果としてそうなっていると。

(宮下知事)

結果としてそうなります。

(大久保委員)

趣旨としては分かりました。

具体的にいうと、環境アセスの配慮書段階では物凄く広域で事業エリアをかけてきます。ですので、そこよりも前かそこに至るまでの過程で、配慮書のエリアから可能であれば保全区域を外してください、ということだと思えます。

基本的には、なるべく共生区域の方でやってください、としたいということだと理解しました。

それをどうやるかということですが、1つは、先ほど協議会がいいと言わないと事業ができなくなるのではないか、というお話がありました。ただ、逆にいうと、協議会の建付けがきちんと構成されていないところで、協議会がいいと言っても大きな争いになる可能性もあります。協議会がいいと言うかことについては、両方のパターンがあると思えます。

その後の合意形成にも関わるのですが、今の温対法の建付けだと、まだまだトラブルが起り得る協議会の建付けだと思っています。他の委員の方々の意見も聴きながら考えます。

(本田議長)

ありがとうございます。

浜部委員一言いかがでしょうか。

(浜部委員)

今現在事業計画が進んでいるエリアのことで、気になることがあります。

大中平というところに今、風力発電が2基あるのですが、それがどうも農山漁村再生可能エネルギー法を利用して事業を進めていて、おそらく環境影響評価が必要ない規模らしいです。

(本田議長)

大きさによります。

(浜部委員)

小さいので必要ないらしいです。

自分らの情報では、同じ業者がその2基の先に20数基計画をしています。農山漁村再生可能エネルギー法でその2基が了解されれば、20数基も同じようにそれを利用して進めるということその事業者が言っているそうです。これは、そのような方向になっていくものなのかが気になっています。

(本田議長)

これは、どなたに聞けばいいか。

(宮下知事)

この場では個別の話は控えさせていただきます。

今回の条例の規模要件を、例えば環境アセスと合わせることも想定されますが、どこかで歯止めをかけるための条例です。個別の案件は個別に問い合わせをしていただきたいのですが、条例はトラブルを未然防止できるものとなるように仕上げたいと考えています。

(本田議長)

ありがとうございます。

それでは、次の合意形成の手続きについて御意見をいただければと思います。

事業者が具体的な提案を出してきたことが前提です。その後、どう進めるかということで、あらかじめ基本方針を覚えておかなければならないということと、環境アセスが終わった後についても確認のステージがあるという段取りかだと思います。

いかがでしょうか。

(佐々木委員)

先ほど大久保委員が問題提起された点についてです。条例で合意形成の手続きを定める

のだと思いますが、条例ができた段階でもう既にゾーニングができているということでもよろしいでしょうか。事業者がこのエリアに建てたいといったときに、それぞれの区域に応じて合意形成手続きが関わってくるという話だと理解しています。

そのような話なのか、それともゾーニングとして何か合意形成を考えているのか、どうなのでしょう。

(宮下知事)

ゾーニングについては合意形成プロセスは基本的に考えていません。

(佐々木委員)

考えていない、分かりました。

(本田議長)

ありがとうございます。

特に異議はございませんか。

前後にステップを挟むというやり方ですね。これでも完璧ではないかもしれませんが、先ほど大久保委員がおっしゃったように、仕組み自体はその状態を見ながらインプルーブしていかないといけないと思います。

(大久保委員)

1点よろしいですか。

今、ゾーニングについて合意形成手続きがないというのは、資料の8ページに書いてあるような合意形成プロセスを考えていないという意味であって、ゾーニングにあたって、市町村や住民の意見を聴くとか、パブコメなどの手続きは当然あるという意味でよろしいでしょうか。

(宮下知事)

制度的にはそれはあります。

条例を作るにあたっては、皆さんから御意見を伺うことは当然あると思います。

(大久保委員)

ゾーニングが未来永劫変わらないわけでもないですよ。

(宮下知事)

勿論、条例は変わりうるのでゾーニングも同様です。

(大久保委員)

そうですね。

(本田議長)

特に合意形成プロセスになってくると、浜部委員がいつも悩んでおられるパターンをなるべく避けるためにこのような仕組みを作っていただけますので、それでもなおここが漏れているだとかの話があればお知らせいただければと思います。

(大久保委員)

ここがまさに先ほど錦澤委員がおっしゃったところで、意見交換会も1回だけということだと、説明会とあまり変わらなくなってしまうと思います。議事録を作って双方で確認するとか、最低限入れるべき参加者を指定するとか、そのような具体化がされないと良い、悪いとなかなか言いにくいと思います。そこのところは、次回にかなり詰めていくというお話でしょうか。

(本田議長)

今日の御説明は、この前後にステップを入れるということで、詳細については次回以降という理解でよろしいですね。

(宮下知事)

はい、そうさせていただきます。

(事務局)

前回会議でも手法についての御意見もいただきましたが、次回、合意形成プロセスの詳細を詰めてお示ししたいと思います。また、説明会の手法など条例本体で書けない部分は、事業者向けのガイドラインや市町村向けのガイドラインを条例と合わせて作成して運用することを想定しています。

(本田議長)

大久保委員、よろしいですか。

(大久保委員)

例えば環境アセス手続でいいますと、住民説明会の手続だけが記載されていますが、条例アセスがどうなっているか、法アセスでも知事意見を出す前に公聴会を開催するという条例になっているのか、などということも併せて考えていく必要があります。

(事務局)

8ページのフローは、環境アセス対象事業を想定したフローになっていますが、今回のこの再エネ共生条例の対象施設及び規模についても、次回、3回目で具体的な案を示したいと思います。

環境アセス対象規模未満のものも含めてこのような合意形成プロセスが適切かということも考えています。現時点で環境アセスと規模を合わせるということを決めているわけではございません。規模未満のものも含めて検討を進めています。

(大久保委員)

ありがとうございます。先ほど錦澤委員から御質問があった部分だと思います。

累積的影響ということも最初に問題になっていましたので、まずはゾーニングをしっかりとやった上での合意形成プロセスだということだと理解いたしました。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか、御意見があれば是非お願いします。

(宮下知事)

本日の議論を踏まえてお伺いしたいことが2点あります。

想定をしていなかった内容で良い話を聞いたなと思ったのは、定量的な法律の規制の強さによるゾーニングだけではなく、定性的な認識によるゾーニングもあり得るのではないかという点です。

規制と保護される法益とのバランスがとても大事だと考えており、そこをどのように考えればいいのかを伺いたいです。個別の法律ではなく私たちが新しく創設する制度により、そこで事業が規制される際には、どの程度の表現が我々に求められるのでしょうか。

例えば、「縄文遺跡だから」という漠然とした話ではなく、様々な要素が求められます。その範囲をどのようにイメージしたらいいのかというのが、まず1点目です。

もう1点は、合意形成プロセスの中で、事業実施に協議会での同意を求めるのは協議会そのものに権限を与える形になるから難しいのではないかというお話がありました。それはそのとおりだと考えています。

ただ一方で、最終的に機関としての知事が許可や認定をするということでも、その話があり得るのかどうかです。現在の制度案で言うと、保全区域を共生区域にするプロセスの中であれば、知事の認定が要らないのではないかという話もあると考えています。機関としての知事の関与をどのように実効性の中で組み込んでいくかということについて、御意見をお伺いしたいと思います。

(本田議長)

定性的な要素のゾーニングの話がございましたが、いかがでしょうか。

(大久保委員)

他にも色々と御意見があるかと思いますが、2点目からいきますと、合意形成プロセスはやはりプロセスですので、何が懸念になっているのかという懸念事項がまず出てきます。その懸念が真摯に検討されているかということが、その次に重要になってきます。

ですので、色々な代替案がある時に同様の範囲内で設けるのかということと併せて、その懸念に対してきちんと応答がなされているかということの確認が、おそらく一番ベーシックなのではないかと思います。

その上で、最終的に出てきた案が合理的かどうかということになると思います。

1点目に関しては、前回の会議でも申し上げましたが、定性だけではなく定量も、実効性確保をどのレベルでやるかということが大きく関わってくるかと思います。

(本田議長)

おそらく、今議論しているところは非常に難しいところですよ。

もう1点言えるのは、資料ではプロジェクトがスタートするまでのフェーズが書かれています。実際に設置された後どのようにフォローしていくかが重要です。風力の場合は20年だとかの年数を前提にしていますので、その仕組みについても考えなければいけないと思います。

ですから、先ほどの話の繰り返しになりますが、状況に応じて柔軟な運用ができる体系が必要かと思います。

太田委員、自治体の立場からいかがですか。

(太田委員)

各委員の御意見をお伺いしていて、ゾーニングにしても合意形成にしても、今の段階でできる部分とできない部分があるかと思いますが、時代の状況に合わせて創り上げていく・育てていくことが含められる余地は残しておく必要があると思うのが1点目です。

もう1点が、自治体の関与の仕方なのですが、先ほど知事からもありましたように、例えば風力発電の場合でも一自治体だけで解決できることは本当に少なく、周辺の複数の自治体が1事業者と事業内容を創り上げることが想定されると思います。

景観や環境保全に対する考え方のほか、地域の特性など、自治体ごとに考え方に差異がありますので、その調整として、県にもアドバイスをいただいたり、話し合いに参加していただきたいと思います。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、マイクを事務局の方に返させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了になりますが、最後に宮下知事から一言御挨拶申し上げます。

(宮下知事)

皆様、本日も活発な意見交換、ありがとうございました。

我々も悩んでしまうような非常に難しい論点が多く、やはりこの会議を毎月開催させていただき、そこで皆様の御意見をお伺いし、論点をまとめていこうという率直な想いの中でやらせていただいております。

本日の会議の中で出た論点もしっかり整理させていただきますが、事前に資料を配付させていただき、皆様から文書等でも御意見をいただきながら整理していくタイミングかと思っておりますので、是非御協力よろしくお願いたします。

まだまだ税、あるいは既存の事業との関係については非常に論点が多いと、私自身も考えています。引き続き忌憚のない意見交換ができればと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、第3回の会議につきましては、7月上旬の開催を予定しております。詳細については、また別途事務局から御連絡させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。